

特定事業場の水質測定義務について

公共下水道に排出する特定施設の設置者には、法律（下水道法第12条の12）により水質の測定（自主測定）が義務付けられています。

また、自主測定の結果は、記録表（下水道法施行規則別記様式第13）に記録し、5年間保存しなければなりません。

1 「自主測定の方法」

- ① 下水の水質の検定方法等に関する政令（昭和37年12月17日厚生省建設省令第1号）で定められた方法により測定してください。
- ② 測定が困難な場合は、民間の検査機関に依頼してください。
（※測定に係る費用は事業者で負担してください。）
- ③ 特定施設が通常稼働し、測定する下水の水質が最も悪いと思われる時間に採取してください。
- ④ 試料はすべて排出口ごとに、公共下水道に流入する直前で採取してください。

2 「測定項目及び回数」

水質測定回数は、下記のように定められています。

しかし公共下水道管理者は、排水量や水質等を勘案してダイオキシン類以外の測定項目及び測定回数につき別の定めをすることができるため、町から指示があった場合は、その指示に従い測定してください。

測定項目	測定回数
温度または水素イオン濃度（pH）	排水の期間中1日1回以上
生物化学的酸素要求量（BOD）	14日を超えない排水の期間毎に1回以上
ダイオキシン類	1年を超えない排水の期間毎に1回以上
その他の測定項目	7日を超えない排水の期間毎に1回以上

3 「測定結果の取り扱い」

- ① 測定結果は下水道法の規定に基づく下水排除基準に適合しているかを確認し、結果を記録表に記録してください。
- ② 適合していなかった場合は、下水道課へご連絡のうえ、直ちにその原因を調査し、改善措置を行ってください。
- ③ 下水道を適切に管理するため、記録表等の報告をお願いすることがあります。

菊陽町下水道課業務係

T E L : 096-232-2164